



# 計画（素案）に対する皆さんからのご意見を募集します （パブリックコメント）

町が、町民の皆さんに影響を与える基本的な計画、指針、条例等を決定する前に、これらの案を公表して、広くご意見や情報をご提供頂くことを「パブリックコメント手続」といいます。

計画を策定するにあたり、次の計画（素案）に対する町民の皆さん（法人、地域団体、ボランティア団体などを含む。）からのご意見を募集します。

## ①第9期「余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画（素案）」

現在、老人福祉法に基づく老人保健福祉計画（余市町高齢者保健福祉計画）並びに介護保険法に基づく介護保険事業計画（余市町介護保険事業計画）を策定しています。両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に作成をしています。

この計画の策定にあたっては、被保険者の代表、介護・福祉関係機関、保健・医療関係機関等から構成する計画推進懇談会委員会からご意見をいただきながら作業を進めてきました。

## ②「余市町都市計画マスタープラン（素案）」及び「余市町立地適正化計画（素案）」

現在、平成26年度から令和15年度までの20年間を計画期間とした「余市町都市計画マスタープラン」について、社会情勢の変化や余市町の都市の動向を考慮し、計画の見直しを行っております。

また、持続可能な都市運営を可能とし、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの連携を進めるため、「余市町立地適正化計画」を策定中です。

「余市町都市計画マスタープラン」とは、市町村の行政運営全般の基本方針を示した総合計画（基本構想・基本計画）に即し、土地利用や都市施設の整備方針など都市の空間形成や都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等について具体的に示したものになります。

「余市町立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、人口の急激な減少と高齢化を背景に、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等に容易にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を形成することを目的とした計画になります。

意見募集期間：①12月25日（月）～1月24日（水） ②1月10日（水）～2月9日（金）

意見提出者の要件：次のいずれかに該当する方とします。

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に会社、事業所等を有する方
- ・町内に通勤・通学している方
- ・町に納税されている方
- ・意見を募集する案件に利害関係がある方

意見提出方法：

備え付けの「意見用紙」またはこれに準じた様式に住所および氏名（法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名）を明記のうえ、

- ・郵送 〒046-8546 余市町朝日町26番地  
①余市町役場 保険課 宛 ②余市町役場 まちづくり計画課 宛
  - ・電子メール（メールアドレス：①kaigo@town.yoichi.hokkaido.jp  
②machidukurisuisin@town.yoichi.hokkaido.jp）
  - ・ファクシミリ（FAX番号：21-2144）
  - ・持参（受付時間：平日の午前8時45分～午後5時15分 ①保険課窓口 ②まちづくり計画課窓口）
  - ・余市町公式LINE（右の二次元バーコードを読み取ってください。町公式LINEと友だちになっている必要があります。カメラアプリかLINEアプリ内のカメラから読み取ってください）
- いずれかの方法で提出いただくか、次に記載の施設に備え付けの意見箱に投函してください。

資料（計画素案）の閲覧・投函場所：

- ・役場庁舎 ①1階 保険課カウンター（朝日町26番地）  
②1階 まちづくり計画課カウンター（朝日町26番地）
- ・中央公民館 1階 事務室前（大川町4丁目143番地）
- ・図書館 1階 ロビー（入舟町413番地）
- ・福祉センター 1階 ロビー（富沢町5丁目13番地）

※資料（素案）は町ホームページからもご覧いただけます。



問合せ ①保険課 介護保険係 ☎21-2119  
②まちづくり計画課 まちづくり推進係 ☎21-2124